

## 古河市スポーツ協会 賞状作成事務取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、古河市スポーツ協会（以下「スポ協」という。）が実施する事業の賞状作成事務取扱に関して定める。

(対象大会)

第2条 対象大会は、本市主催大会又はスポ協主催の大会とする。

(作成枚数の制限)

第3条 賞状作成の枚数制限は、原則として次の各号とする。

- (1) 優勝 一枚
- (2) 準優勝 一枚
- (3) 第三位 二枚 又は第三位一枚、敢闘賞一枚
- (4) 前各号は大会及び大会の種目ごとの制限枚数とする
- (5) 予備は大会で三枚までとする
- (6) 前各号に定めるほか会長が認めるもの

(作成申請の手続き)

第4条 作成を依頼する加盟団体は、大会申請書提出後、賞状の詳細を大会14日前までにスポ協に提出しなければならない。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

付 則

この規程は、令和2年5月25日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。